

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化、個人の価値観の多様化等により地域の相互扶助機能が弱体化するなど、社会状況が変化中、国において社会福祉基礎構造改革が進められ、平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正されました。社会福祉法では、これからの社会福祉の基本理念の一つに「地域福祉の推進」を掲げており、平成15年4月から、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定に関する規定が施行されました。

栃木県では、平成17年3月に「栃木県地域福祉支援計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、市町村をはじめ、関係機関と連携して地域福祉施策を推進してきました。

しかしながら、引き続き、少子高齢化の進行、家族構成の変容（高齢単身世帯・夫婦のみ世帯及びひとり親世帯の増加）、共働き世帯の増加、雇用環境の変化、地域の連帯感の希薄化など、地域福祉を取り巻く社会状況が変化の中で、介護保険法の改正や障害者自立支援法の制定などが行われましたが、公的なサービスでは対応できない、制度の谷間にある様々な問題も顕在化してきています。

そこで、県では、近年の社会状況の変化や新たな課題に対応し、計画的かつ総合的に地域福祉を推進するため、第1期計画（平成17年度から平成21年度まで）の計画期間満了に伴い、これからの地域福祉推進の基本方針となる新たな「栃木県地域福祉支援計画（第2期）」を策定することとしました。

2 計画の位置付けと役割

この計画は、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものであり、住民に最も身近な自治体である市町村を地域福祉の推進主体として位置付け、市町村の自主性を尊重しながら「市町村地域福祉計画」の策定を促し地域福祉の推進を支援するとともに、個々の市町村で対応することが困難な広域的・専門的課題に対応するための計画です。

また、県の総合計画である「とちぎ元気プラン」の部門計画としても位置

付けられます。

さらに、栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（四期計画）」、栃木県障害者計画及び栃木県障害福祉計画（第二期計画）「新とちぎ障害者プラン21」、栃木県次世代育成支援対策行動計画（後期）「とちぎ子育て支援プラン」等の関連計画と連携を図りながら、各市町村における「市町村地域福祉計画」や各種の福祉に関する計画の実現を支援する計画です。

3 計画の目指す方向

この計画は、第1期計画の目指す方向「ノーマライゼーション社会の実現」を引き継いで、高齢者も子どもも、障害のある人もない人も、すべての県民が家庭や地域の中で、その人らしい充実した生活を安心して送ることができるよう、互いに支え合い、共に生きる「住民一人ひとりが住みよいまちづくり」を目指します。

また、これを実現するための施策について、第1期計画を踏まえながら、「地域づくり」「人づくり」「つながりづくり」、そしてこれらの「基盤整備」という視点から体系化しています。

4 計画期間

平成22年度から平成27年度までの6年間とします。

なお、市町村地域福祉計画の策定状況や社会状況の変化等を勘案しながら、必要に応じて見直しを行います。

5 住民、民間団体、市町村及び県の役割

地域福祉を推進していくためには、住民、民間団体、市町村及び県がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに協力しながら地域全体で様々な福祉課題の解決に取り組むことが必要です。

(1) 住民の役割

地域の課題を解決していくためには、住民が自らその課題に気づき、共感し、話し合い、解決に向けて主体的に取り組むことが大切です。また、このような取組により、地域のニーズに対する柔軟な対応が図られ、住民一人ひとりの意思を尊重した地域の福祉課題の解決が期待されます。

(2) 民間団体の役割

社会福祉法人、NPO、ボランティア、企業等、地域の様々な民間団体は、住民や行政と連携し、あるいは各団体間で連携しながら、地域の福祉課題を解決するため、それぞれの特性を生かした多様な福祉活動に取り組むことが期待されます。

(3) 市町村の役割

市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、地域の福祉課題を把握し、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制を整備するとともに、民間団体と協働しながら地域の社会福祉事業の健全な発達や地域福祉活動への住民参加を促進するなど、地域の実情に応じた地域福祉施策を推進していく役割を担います。

(4) 県の役割

県は、地域や住民のニーズを踏まえ、広域自治体として、民間団体等の協力を得ながら個々の市町村で対応することが困難な広域的・専門的課題に対応するとともに、市町村の自主性を尊重しながら、「市町村地域福祉計画」の策定等を通して地域福祉の推進を支援します。



ルリちゃん